

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	東松山市 後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東松山市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

後期高齢者医療に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結することで万全を期している。

## 評価実施機関名

埼玉県東松山市長

## 公表日

令和4年10月7日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	東松山市は、後期高齢者医療制度の適正かつ効率的な運営のため、「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者資格の取得・異動等に関する事務 ・保険給付に関する事務 ・保険料の賦課・徴収に関する事務 ・保険料の滞納整理に関する事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム、住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム、個人住民税システム、口座振替システム、収納消込システム、滞納整理システム、国民健康保険システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療資格情報ファイル、後期高齢者医療給付情報ファイル、後期高齢者医療保険料情報ファイル、後期高齢者医療保険料収納情報ファイル、後期高齢者医療保険料滞納情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一 59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令) 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、83、87、93、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第1、2、3、4、5、8、19、20、22の2、24の2、25、31の2の2、33、43、44、46、59の3条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第43条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東松山市 総務課 〒355-8601 住所: 埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話: 0493-23-2221 FAX: 0493-24-6123 e-mail: somuka@city.higashimatsuyama.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東松山市 保険年金課 〒355-8601 住所: 埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話: 0493-23-2221 FAX: 0493-23-0076 e-mail: HMY037@city.higashimatsuyama.lg.jp

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		[ ] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b>		[ ] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b>		[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月5日	評価実施機関における担当部署	保険年金課長 小関 一史	保険年金課長 阿部 康裕	事後	人事異動によるもので、しきい値判断には影響しない。
平成28年4月5日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	FAX: 0493-22-7731	FAX:0493-23-0076	事後	課のファックス番号としたもので、しきい値判断には影響しない。
平成28年4月5日	特定個人情報ファイル名	後期高齢者医療資格情報ファイル、後期高齢者医療給付情報ファイル、後期高齢者医療保険料情報ファイル、後期高齢者医療保険料収納情報ファイル、後期高齢者医療保険料滞納情報ファイル、統合宛名ファイル	後期高齢者医療資格情報ファイル、後期高齢者医療給付情報ファイル、後期高齢者医療保険料情報ファイル、後期高齢者医療保険料収納情報ファイル、後期高齢者医療保険料滞納情報ファイル、統合宛名ファイル	事後	表現を適正にしたもので、しきい値判断には影響しない。
平成29年3月28日	評価実施機関における担当部署	保険年金課長 阿部 康裕	保険年金課長 橋本 哲浩	事前	人事異動によるもので、しきい値判断には影響しない。
平成30年4月10日	対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象人数の増加によるものだが、しきい値判断には影響しない。
平成30年4月10日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務	東松山市は、後期高齢者医療制度の適正かつ効率的な運営のため、「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者資格の取得・異動等に関する事務 ・保険給付に関する事務 ・保険料の賦課・徴収に関する事務 ・保険料の滞納整理に関する事務	東松山市は、後期高齢者医療制度の適正かつ効率的な運営のため、「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者資格の取得・異動等に関する事務 ・保険給付に関する事務 ・保険料の賦課・徴収に関する事務 ・保険料の滞納整理に関する事務	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
平成30年4月16日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、81、82、87、93、106の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める命令(別表第二省令) 第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、53条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 80、81、82の項 ・別表第二主務省令 第43条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、81、82、87、93、106の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第1、2、3、4、5、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、25の2、31の2、33、43、43の2、44、46、53条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 80、81、82の項 ・別表第二主務省令 第43、43の2条	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
平成31年4月24日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、81、82、87、93、106の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第1、2、3、4、5、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、25の2、31の2、33、43、43の2、44、46、53条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 80、81、82の項 ・別表第二主務省令 第43、43の2条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、83、87、93、119の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第1、2、3、4、5、8、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、46、59の3条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 82の項	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
平成31年4月24日	評価実施機関における担当部署	保険年金課長 橋本 哲浩	課長	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。
平成31年4月23日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月3日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年4月23日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月3日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年4月23日	IVリスク対策		新様式への変更(IVリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和1年10月31日	重大事故	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に係る委託業務において再委託についての法令違反が発覚したため。
令和1年10月31日	しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に係る委託業務において再委託についての法令違反が発覚したため。
令和1年10月31日	提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報に係る委託業務において再委託についての法令違反が発覚したため。
令和2年6月17日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務	後期高齢者医療制度に関する事務	後期高齢者医療に関する事務	事後	表現を適正にしたもので、しきい値判断には影響しない。
令和2年6月17日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、83、87、93、119の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第1、2、3、4、5、8、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、46、59の3条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 82の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、83、87、93、120の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第1、2、3、4、5、8、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、46、59の3条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 82の項	事後	所要の修正を行ったもので、しきい値判断には影響しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和1年10月31日 時点	事後	時点修正(令和1年10月31日保護評価の再実施により、しきい値判断を変更したため。)
令和2年6月17日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和1年10月31日 時点	事後	時点修正(令和1年10月31日保護評価の再実施により、しきい値判断を変更したため。)
令和2年6月17日	IIしきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	過去1年以内において重大事故が発生しなかったため。
令和3年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、83、87、93、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第1、2、3、4、5、8、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、46、59の3条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 82の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、83、87、93、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第1、2、3、4、5、8、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、46、59の3条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 82の項	事後	番号法の改正に伴う修正
令和4年6月7日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、83、87、93、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第1、2、3、4、5、8、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、46、59の3条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 82の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、83、87、93、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第1、2、3、4、5、8、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、46、59の3条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第43条の2の2	事後	別表第二主務省令の改正に伴う修正